

経 済 産 業 省

20210218貿局第1号
輸出注意事項2021第17号
輸入注意事項2021第10号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年2月25日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」
の一部改正について

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

(別紙)

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第６号・輸入注意事項２０２１第４号）

改 正 後	現 行
1～8 （略） 9 大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国及び協力的な非締約国等 アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、 ブラジル、カナダ、カーボベルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、 コスタリカ、コートジボワール、キュラサオ島、エジプト、エルサルバドル、 赤道ギニア、EU（欧州連合）、ガボン、ガンビア、ガーナ、グレナダ、グ アテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、アイスランド、 大韓民国、リベリア、リビア、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビ ア、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ロシア、 サンピエール島及びミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、 セネガル、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スリナム、シリア、台湾、ト リニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国（バミューダ諸島、ヴァー ジン諸島、アセンション、セントヘレナ及びトリスタン・ダ・クーニャ並び にタークス・カイコス諸島を含む。）、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズ エラ 10 （略）	1～8 （略） 9 大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国及び協力的な非締約国等 アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、 ブラジル、カナダ、カーボベルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、 <u>コロンビア</u> 、コスタリカ、コートジボワール、キュラサオ島、エジプト、エ ルサルバドル、赤道ギニア、EU（欧州連合）、ガボン、ガンビア、ガーナ、 グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、 アイスランド、大韓民国、リベリア、リビア、モーリタニア、メキシコ、モ ロッコ、ナミビア、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィ リピン、ロシア、サンピエール島及びミクロン島、セントビンセント、サン トメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スリナム、 シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国（バミュー ダ諸島、ヴァージン諸島、アセンション、セントヘレナ及びトリスタン・ ダ・クーニャ並びにタークス・カイコス諸島を含む。）、アメリカ合衆国、ウ ルグアイ、ベネズエラ 10 （略）